

定 款 新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
(役員の設置) 第 2 2 条 本会には、次の役員を置く (1) 理事 7 名以上 <u>9 名以内</u> (2) 監事 <u>2 名以内</u> 2 理事のうち、1 名を会長、3 名以内を副会長、1 名を専務理事及び 5 名以内を常務理事とする。 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって法人法第 9 1 条に定める業務執行理事とする。 (役員の選任) 第 2 3 条 理事及び監事は、<u>本会正会員の中から</u>総会の決議によって選任する。 2 ～ 4 (略) 5 理事のうち、理事のいずれか 1 名と<u>その配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の</u>合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。 6 (略) (新設) (新設)	(役員の設置) 第 2 2 条 本会には、次の役員を置く (1) 理事 7 名以上 <u>1 1 名以内</u> (2) 監事 <u>3 名以内</u> 2 (略) 3 (略) (役員の選任) 第 2 3 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。 2 ～ 4 (略) 5 理事のうち、理事のいずれか 1 名と<u>特別利害関係（一方の者が他方の者の配偶者又は三親等以内の親族である関係その他特別な利害関係として法令で定めるものをいう。第 7 項において同じ。）にある理事</u>の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。 6 (略) 7 <u>各理事は、監事（監事が 2 名以上いる場合は、各監事）と特別利害関係を有してはならない。</u> 8 <u>理事のうち 1 名以上は、本会の正会員又は業務執行理事（前条第 3 項に規定する業務執行理事をいう。以下同じ。）若しくは使用人でなく、かつ、その就任の前 1 0 年間本会の業務執行理事又は使用人</u>